品川リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション 運営規定

(事業の目的)

第1条 公益財団法人河野臨床医学研究所が、附属品川リハビリテーション病院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下、「訪問リハビリテーション等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要支援状態および要介護状態(以下、「要介護状態等」という。)にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の理学療法士等は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り 自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の自宅 において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことに より、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
 - 2 訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難なものとする。
 - 3 訪問リハビリテーション等の提供に当っては、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者、その他関係区市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
 - 4 訪問リハビリテーション等の提供に当っては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 5 訪問リハビリテーション等の提供に当っては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、日常生活を営む上で必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(名称及び所在地)

- 第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - 1 名称 品川リハビリテーション病院
 - 2 所在地 東京都品川区北品川1丁目23番19号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	人数	備考
管理者	医師	1	常勤•兼務
従事者	理学療法士	1	常勤·專従
		2	常勤•兼務
		2	非常勤•兼務

1 管理者

管理者は、従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の 管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ 方法についての指導、助言や利用者・家族が日常生活を営む上で必要な事項の指導、助言を行う。

2 従事者

従事者は、計画的な医学管理を行っている医師の指示・訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき訪問リハビリテーション等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、木、日、祝祭日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時00分

(事業の内容)

- 第6条 訪問リハビリテーション等は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。
 - 1 事業所が行う訪問リハビリテーション等の内容は、計画的な医学管理を行っている 医師の指示に基づき、要介護者等の自宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能 力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために 行う、理学療法や作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションとする。
 - 2 訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、明確な目標を設定し達成の度合いやその効果等について評価を行うことともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。
 - 3 訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、訪問リハビリテーション計画をもとに リハビリテーションの内容、目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環 境の整備その他日常生活を営む上で必要な事項について、利用者及びその家族に理解 しやすいよう指導又は説明を行うものとする。
 - 4 訪問リハビリテーション等を実施した場合は、終了後速やかに、利用者の氏名、実

施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、品川区北品川、東品川、南品川、西品川、大井、東大井、西大井、八潮、大崎、東五反田、西五反田、荏原、平塚、戸越、広町、豊町、二葉、港区港南、芝浦、高輪とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1)基本利用料

訪問リハビリテーション費+サービス提供体制強化加算

訪問リハビリ+強化加算:308単位・・・20分約342円(1割)約684円(2割)訪問リハビリ+強化加算:616単位・・・40分約684円(1割)約1368円(2割)訪問リハビリ+強化加算:924単位・・・60分約1026円(1割)約2052円(2割)

(2)加算

①短期集中リハビリテーション実施加算

(指定)退院・退所日または初回認定日から3月以内に週2回(1回20分)以上利用(介護予防)退院・退所日または初回認定日から1月以内に週2回(1日40分)以上利用退院・退所日または初回認定日から1月を超え、3月以内に週2回(1日20分)以上利用訪問リハ短期集中加算:200単位・・・1回 約222円(1割) 約444円(2割)

②リハビリテーションマネジメント加算 I

訪問リハビリテーション計画の推進状況を定期的に評価、見直し。介護支援専門員を通じて、居宅サービスに関わる従業員に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫など情報を伝達

リハビリテーションマネジメント加算 I:60単位・・・・月1回 約67円 (1割) 約134円 (2割)

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交 通費はその実費を徴収する。
- 3 キャンセル料については、利用日の午前9時までに連絡がない場合には、サービス提供一回当たりの利用料100%を徴収する。
- 4 交通費・キャンセル料の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(緊急時の対応等)

- 第9条 従業者は、訪問リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、適切な措置を講ずるとともに速やかに主治医及び 管理者に連絡するものとする。
 - 2 報告を受けた管理者は、従業者と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に 応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告を するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第10条 事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生 した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び区 市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録するものとする。
 - 3 事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故 が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理など)

- 第11条 使用する物品、備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理 に十分留意するものとする。
 - 2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(苦情処理等)

- 第12条 事業者は、提供した指定訪問リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。
 - 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 事業者は、介護保険法の規定により区市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査 に協力するとともに、区市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助 言に従って適切な改善を行うものとする。
 - 4 事業者は、区市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第13条 事業所は、個人情報保護法及び公益財団法人河野臨牀医学研究所の個人情報保護 に関する基本方針に基づき、利用者及びご家族の個人情報保護に努めるものとする。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 3 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書 等に明記する。
- 4 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておくものとする。

(従業者の研修)

- 第14条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、全ての従業者に対し、以下のとおり 研修機会を設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内に実施
 - (2) 継 続 研 修 年 2 回以上実施

(記録の整備)

- 第15条 事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供に関する各号に掲 げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
 - (1) 訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する区市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 2年間保存するものとする。

(その他)

附則

この運営規程は平成16年4月1日から施行する。

改正実施平成18年4月1日改正実施平成21年4月1日改正実施平成23年4月1日改正実施平成24年4月1日改正実施平成26年4月1日

改正実施平成27年4月1日改正実施平成27年6月1日改正実施平成27年8月1日